

ごみ

ちょっと気にして、 もっと気にして!

☎環境事業課 ☎(31)5304
環境事業所 ☎(31)7710
総合支所



家電4品目を正しくリサイクルしましょう

家電4品目の処理方法

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目は「家電リサイクル法」に沿って処分することとされており、定期収集に出したり、市の処理施設へ持ち込んだりすることはできません。次のいずれかの方法で正しく処理してください。

①家電の購入店が分かる場合や買い替えをする場合⇒購入店に相談する
②家電の購入店が分からず、買い替えもしない場合⇒指定引取場所へ自分で持ち込むか、収集運搬業者へ依頼する

●市内指定引取場所(日本通運(株)岩国指定引取場所 新港町三丁目13-16 ☎(24)2250)
※収集運搬料金、リサイクル料金が必要です
※詳しくは市ホームページや「ごみ収集カレンダー」の21ページを確認してください

ちょっと
聞いて!



家電回収を業者に依頼するときには

高額な料金請求や不法投棄の恐れがあるため、無許可の回収業者には依頼しないでください。